

議第105号

高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月30日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い改正しようとする。

高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年高山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定)</p> <p>第2条 令和元年10月1日から起算して5年を経過する日までの間、認可外保育施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給は、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である認可外保育施設のうち次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。</p> <p>(1) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の数が<u>6人以上である施設</u>は、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>ア 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>(ア) 保育に従事する者の数が、<u>満1歳未満の小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない小学校就学前子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない小学校就学前子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の小学校就学前子どもおおむね30人につき1人以上であること。ただし、当該者の数は2人を下ることはできないこと。</u></p> <p>(イ) 保育に従事する者のうち、その総数の<u>おおむね3分の1以上は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第5号に掲げる事業を行う事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下この条において同じ。）の資格を有する者</u>であること。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ 保育室等の構造、設備及び面積</p>	<p>(施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定)</p> <p>第2条 令和元年10月1日から起算して5年を経過する日までの間、認可外保育施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給は、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である認可外保育施設のうち次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。</p> <p>(1) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の数が<u>6人以上であるものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</u></p> <p>ア 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>(ア) 保育に従事する者の数が、<u>施設の主たる開所時間である11時間（開所時間が11時間以内である場合にあつては、当該開所時間。以下同じ。）において、満1歳未満の小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない小学校就学前子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない小学校就学前子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の小学校就学前子どもおおむね30人につき1人以上、かつ、施設1につき2人以上であること。また、主たる開所時間である11時間以外の時間帯については、常時2人（保育されている小学校就学前子どもの数が1人である時間帯にあつては、1人）以上であること。ただし、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上19人以下の施設における、複数の満1歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯並びに夜間及び午睡の時間帯以外の時間帯（安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。）については、1人以上であること。</u></p> <p>(イ) 保育に従事する者のうち、その総数の<u>おおむね3分の1（保育に従事する者が2人以下の場合にあつては、1人）以上に相当する数のものが、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第5号に掲げる事業を行う事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下この条において同じ。）の資格を有するもの</u>であること。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。</u></p> <p>イ 保育室等の構造、設備及び面積</p>

(ア) (略)

(イ) 保育室の面積は、小学校就学前子ども1人につきおおむね1.65平方メートル以上であること。

(ウ)～(オ) (略)

(カ) 便器の数は、小学校就学前子どもおおむね20人につき1以上であること。

ウ 非常災害に対する措置

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 保育室を2階に設ける場合は、保育室その他の小学校就学前子どもが出入りし又は通行する場所に小学校就学前子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。なお、当該建物が次のa及びbのいずれも満たさないものである場合にあっては、(7)及び(イ)に掲げる設備の設置及び訓練の実施を行うことに特に留意されていること。

a (略)

b 次の表の左欄の(あ)及び(い)の別に、同表の右欄に掲げる設備(小学校就学前子どもの避難に適した構造のものに限る。)のいずれかが、1以上設けられていること。

(あ)	1・2 (略)
(い)	1～4 (略)

(オ) 保育室を3階以上に設ける場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

a (略)

b 次の表の左欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄の(あ)及び(い)の別に、同表の右欄に掲げる設備(小学校就学前子どもの避難に適した構造のものに限る。)のいずれかが、1以上設けられていること。この場合において、当該設備は、いずれも避難上有効な位置に保育室の各部分から当該設備までの歩行距離が30メートル以内となるように設けられていること。

3階	(あ)	1・2 (略)
	(い)	1～3 (略)
4階以上	(あ)	1 (略) 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の <u>屋外階段</u>
	(い)	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段(ただし、当該屋内避難階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)又は同条第3項に規定する構

(ア) (略)

(イ) 保育室の面積は、小学校就学前子ども1人当たりおおむね1.65平方メートル以上であること。

(ウ)～(オ) (略)

(カ) 便器の数は、満1歳以上の小学校就学前子どもおおむね20人につき1以上であること。

ウ 非常災害に対する措置

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 保育室を2階に設ける場合は、保育室その他の小学校就学前子どもが出入りし又は通行する場所に小学校就学前子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。なお、当該建物が次のa及びbのいずれも満たさないものである場合にあっては、(7)から(ウ)までに掲げる設備の設置及び訓練の実施を行うことに特に留意されていること。

a (略)

b 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、同表の右欄に掲げる設備(小学校就学前子どもの避難に適した構造のものに限る。)のいずれかが、1以上設けられていること。

常用	1・2 (略)
避難用	1～4 (略)

(オ) 保育室を3階以上に設ける建物は、次に掲げる事項を全て満たすものであること。

a (略)

b 次の表の左欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、同表の右欄に掲げる設備(小学校就学前子どもの避難に適した構造のものに限る。)のいずれかが、1以上設けられていること。この場合において、当該設備は、避難上有効な位置に保育室の各部分から当該設備までの歩行距離が30メートル以内となるように設けられていること。

3階	常用	1・2 (略)
	避難用	1～3 (略)
4階以上	常用	1 (略) 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の <u>屋外避難階段</u>
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段(ただし、当該屋内避難階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすも

		造の屋内特別避難階段
		2 (略)
		3 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の <u>屋外階段</u>

c 調理室と調理室以外の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備によって区画されており、また、換気、暖房又は冷房の設備の風道の当該床若しくは壁を貫通する部分がある場合には、当該部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパー（煙の排出量及び空気の流量を調節するための装置をいう。）が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

(a) (略)

(b) 調理室に調理器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

d～g (略)

エ (略)

オ 給食

(ア) 調理室、調理器具、配膳器具、食器等の衛生管理が適切に行われていること。

(イ)・(ウ) (略)

カ 健康管理及び安全管理

(ア)～(オ) (略)

(カ) 必要な医薬品、医療用品等が備えられていること。

(キ)～(ス) (略)

(セ) (略)

(ソ) 施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面の交付が行われていること。

		のとする。)又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段
		2 (略)
		3 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の <u>屋外避難階段</u>

c 調理室と調理室以外の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備によって区画されており、また、換気、暖房又は冷房の設備の風道の当該床若しくは壁を貫通する部分がある場合には、当該部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパー（煙の排出量及び空気の流量を調節するための装置をいう。）が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

(a) (略)

(b) 調理室に調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

d～g (略)

エ (略)

オ 給食

(ア) 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理が適切に行われていること。

(イ)・(ウ) (略)

カ 健康管理及び安全確保

(ア)～(オ) (略)

(カ) 必要な医薬品その他の医療品が備えられていること。

(キ)～(ス) (略)

(セ) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練が実施されていること。

(ソ) 賠償責任保険に加入する等、保育中の事故の発生に備えた措置が講じられていること。

(タ) 事故発生時に速やかに当該事故の事実を岐阜県知事に報告する体制がとられていること。

(チ) 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。

(ツ) 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が講じられていること。

(テ) (略)

(ト) 施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の交付が

(タ) (略)

(チ) 職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿が整備されていること。

(2) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの人数が5人以下であり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設は、次に掲げる全ての事項を満たすこと。

ア 保育に従事する者の数及び資格

(ア) 保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上であること。

(イ) 保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

イ 保育室等の構造、設備及び面積

(ア) (略)

(イ) 保育室の面積は、小学校就学前子どもの保育を適切に行うことができる広さが確保されていること。

ウ その他

前号ア(ウ)、イ(エ)及び(オ)、ウ(ア)及び(イ)、エ(ア)から(シ)まで、オ(ア)から(ウ)まで並びにカ(ア)から(イ)までに定める事項を満たしていること。

(3) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、複数の保育に従事する者を雇用している施設は、次に掲げる全ての事項を満たすこと。

ア 保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね1人につき原則1人以上であること。

イ 保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

行われていること。

(タ) (略)

(チ) 職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿等が整備されていること。

(2) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの数が5人以下であり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とするものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

ア 保育に従事する者の数及び資格

(ア) 保育に従事する者の数が、小学校就学前子ども3人につき1人以上であること。ただし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、小学校就学前子ども5人につき1人以上であること。

(イ) 保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有するもの又は都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法第59条の4第1項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下この条において「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了したものであること。

イ 保育室等の構造、設備及び面積

(ア) (略)

(イ) 保育室の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。

ウ その他

前号ア(ウ)及び(イ)、イ(エ)及び(オ)、ウ(ア)から(イ)まで並びにエからカまでに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号イ(ウ)中「調理室」とあるのは「調理設備の部分」と、オ(ア)中「調理室」とあるのは「調理設備」と読み替えるものとする。

(3) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、複数の保育に従事する者を雇用しているものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

ア 保育に従事する者の数が、小学校就学前子ども1人につき1人以上であること。ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合における保育に従事する者の数は、保護者との契約に基づくものとすることができる。

イ 保育に従事する全ての者（採用した日から1年を超えていない者を除く。）が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ウ 第1号ア(ウ)、ウ(ウ)、エ(ア)から(エ)まで及び(カ)から(ケ)まで並びにカ(ア)、(イ)及び(キ)から(ク)までに定める事項を満たしていること。この場合において、同号カ(ウ)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面による掲示」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

(4) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、前号に掲げる施設以外の施設は、次に掲げる全ての事項を満たすこと。

ア 保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね1人につき原則1人以上であること。

イ 保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ウ 第1号ア(ウ)、ウ(ウ)、エ(ア)から(エ)まで、(カ)前段、(キ)及び(ク)並びに(コ)及び(ケ)並びにカ(ア)、(イ)及び(キ)から(ク)までに定める事項を満たしていること。この場合において、同号カ(ウ)中「採用時及び1年に1回」とあるのは「1年に1回」と、同号カ(ウ)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面による提示」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

ウ 防災上の必要な措置を講じていること。

エ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ(ア)から(エ)まで及び(カ)から(ケ)まで並びにカ(ア)、(イ)及び(キ)から(ク)までに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号エ(イ)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(ウ)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、(カ)中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、カ(ア)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、(キ)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、(コ)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、(ケ)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

(4) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、前号に掲げる施設以外のものは、次に掲げる全ての事項を満たすこと。

ア 保育に従事する者の数が、小学校就学前子ども1人につき1人以上であること。ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合における保育に従事する者の数は、保護者との契約に基づくものとすることができる。

イ 保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ウ 防災上の必要な措置を講じていること。

エ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ(ア)から(エ)まで、(カ)前段、(キ)、(ク)、(コ)及び(ケ)並びにカ(ア)、(イ)及び(キ)から(ク)までに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号エ(イ)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(ウ)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、カ(ア)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、(コ)中「採用時及び1年に1回」とあるのは「1年に1回」と、(キ)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、(コ)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、(ケ)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と、(ニ)中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。